

令和 7 年第 5 回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日	時	令和 7 年 5 月 22 日
		13 時 30 分～14 時 26 分
会	場	海老名市役所 6 階議員全員協議会室

令和7年第5回海老名市農業委員会定例総会

令和7年5月22日

令和7年5月22日「令和7年第5回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は13名で次のとおりである。

1 番 宮 基 功	2 番 西 山 勝 敏	4 番 小 島 卓 巳
5 番 三 廻 部 茂	6 番 大 島 好 美	7 番 田 口 修
8 番 井 上 勝	9 番 大 貫 信 夫	1 0 番 重 田 政 一
1 1 番 西 海 正 義	1 2 番 高 橋 修	1 3 番 鴨 志 田 ひ ろ し
1 4 番 牛 村 律 子		

また、出席した農地利用最適化推進委員は5名で次のとおりである。

1 5 番 倉 橋 芳 明	1 6 番 塩 脇 章 正	1 7 番 井 出 吉 延
1 8 番 鴨 志 田 寛	1 9 番 青 木 莊 一	

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 本木 大一、主幹兼管理係長 大澤 英和、主 査 加藤 友彦、
主 事 高野 栞、主事補 草刈 颯

会議事項は次のとおりである。

日程第1	議案第16号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2	議案第17号	引き続き農業を行っている旨の証明について
日程第3	議案第18号	引き続き特定貸付けを行っている旨の証明について
日程第4	議案第19号	農用地地用集積等促進計画（案）について「貸し借り」
日程第5	議案第20号	令和6年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について

審議事項は次のとおりである。

- (1) 生産緑地の斡旋について
- (2) 農地転用届出による専決処分について

会長が開会を宣言した。（開会の時間：午後1時30分）

次に、海老名市農業委員会会議規則第 13 条第 2 項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんでしょうか。

特に問題ないと思うのですけれども、1点、■■■さんのほうから質問がありましてね。田んぼの地価というか、金額、これ、どういうぐらいが相場かなというのを聞かれたんですよ。実際、分からない。

【事務局長】 あくまでも地価でございますので、農業委員さんにしろ、我々、役所の職員にしろ、相場としてお答えするのは難しいと思います。やっぱり欲しい人がいて、買う人がいる、それで値段が決まってくるのが常でございますので、高くても買う人がいれば、そこはその値段が相場になってしまうケースもありますので、何ともいかんし難い答えですね。

【4番委員】 私、個人的に気になることがあって、■■■■■■■さんと■■■さん、兄弟で、あまりにも安かったりした場合、贈与に当たっちゃうのかなと。贈与というか。極端に安かったりした場合、税務上の問題になるんじゃないかなと。

【事務局長】 なるケースもあると思いますよ。それは農業委員さんにしろ、役所の職員にしろ、関知すべきではないところだと思います。

【4番委員】 そこはタッチしないほうがいい。

【事務局長】 タッチしないほうがいいです。逆に、適正な価格は幾らだということ、農業委員さんが、この価格が贈与にならないというふうに言ったと思われてもいけないと思いますので、そこは価格については双方で決めていただいて、ただ、今おっしゃるように、安過ぎると、一部贈与に当たるよというようなことも過去にそういう事例があったと思いますので、そのあたりは十分注意していただかなければいけないことと、あと、恐らく、税理士さんなどにご関係がある方が多いんじゃないかと思われますので、売買価格等につきましては、近隣の不動産屋さんに照会をかけていただいて、その上で、その価格として売ることが税務上問題ないかということまでお話ししていただいておりますのが一番いいんじゃないかと、そんな感じですね。あくまでもこれは、こういうルールだというわけではないんですけれども、その程度にとどめておいたほうがよろしいかなと。我々が関与するということになると、ちょっと問題が出てくる可能性がありますので、よろしくお願いいたします。

【議長】 続きまして、事務局から詳細説明をお願いします。

【主 幹】 詳細説明をさせていただきます。

■■■■さんの農家世帯としての状況についてでございますが、■■■
■さん、■■■さん、■■■さんの3人が農業従事者になります。経営者
は■■■■さん、農業への従事状況についてでございます。農業経験年数
は、■■■■さんが55年、■■■さんが9年、■■■さんが14年とな
っております。農業従事日数は、■■■■さんが260日、■■■さんが
60日、■■■さんも60日となっております。■■■さん世帯の現在の農
業経営面積につきましては、自作地の田が3,291平米、畑が1,980平米、合
計で5,271平米となっております。機械についてでございます。主要農機
具としまして、トラクターを1台、田植機を2台、コンバインを1台、耕
運機を2台所有しております。取決めに従い、支障が出ないよう耕作する
旨が申請書に記載されており、機械の面、労働力の面、技術の面を見て
も、譲受人として特に問題はないと思われます。そのほか、許可すること
ができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目
はございません。この案件に関しましては特に問題ないと思われます。

以上です。

【議 長】 続いて、現地調査班の意見を伺います。9番委員。

【9番委員】 昨日、私と17番委員と2番委員、14番委員、7番委員と、あと事務局
2名で現地調査に行つてまいりました。受付番号6で、資料ナンバー1、
この図面を見てもらうと分かるんですけども、駅に非常にいい場所に立
地されているような土地で、今、畑の管理なのですけども、非常によく
管理されていると思います。ぼうぼうの草の状態というのではなくて。農
家の観点から、全然問題ないと思います。

【議 長】 それでは、受付番号6について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、採決をさせていただきます。

受付番号6について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可するものといたします。

続きまして、受付番号7について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹】 受付番号7になります。申請地は、上今泉■■■■■■■■■■、登記簿地目、田、現況地目、田、面積、■■■平米、議案書のとおりでございます。譲受人は、国分南■■■■■■■■■■、■■■■、譲渡人は、国分南■■■■■■■■■■、■■■■でございます。権利の種類は、所有権の移転、申請事由は、世帯内贈与のためでございます。現地の案内図及び写真につきましては、資料2－1のとおりでございます。

以上です。

【議長】 提案説明が終わりました。

地区委員の意見を伺います。15番委員。

【15番委員】 ■■さんは農業をしっかりとされており、世帯内贈与のため、問題ないと思われます。

以上です。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主幹】 詳細説明をさせていただきます。

■■■■さんの農家世帯としての状況についてですが、■■■■さん、■■■さん、■■■さんの3人が農業従事者となっております。経営者は■■■■さんになっております。農業への従事状況についてでございますが、農業経験年数は、■■■■さんが16年、■■■さんが53年、■■■さんが33年となっております。農業従事日数は、■■■■さんが80日、■■■さんが200日、■■■さんが80日となっております。■■■さん世帯の現在の農業経営面積につきましては、自作地の田が4,286平米、畑が1,583平米、合計で5,869平米となっています。機械についてでございますが、主要農機具としまして、トラクターが1台、田植機が1台、コンバインが1台、耕運機が1台を所有しております。取決めに従いまして、支障が出ないよう耕作する旨が申請書に記載されており、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても、譲受人として特に問題はないと思われます。そのほか、許可することができない場合が定められている農地法第3条第

2 項各号に該当する項目はございません。この案件に関しましては特に問題がないと思われます。

【議長】 続いて、現地調査班の意見を伺います。9番班長。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号7について、質疑のある方。

【議長】 ないようですので、意見のある方。

【議長】 ないようですので、受付番号7について採決をさせていただきます。
賛成の方の挙手を求めます。

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

受付番号 8 について、事務局から説明をお願いします。

[illegible]

となっております。議案書に掲載のとおりでございます。事務局で5月13日に現地調査を行ったところ、農地として適正に管理されていたので、特に問題はないと思われます。

【議長】 説明が終わりました。

(「なし」の声あり)

(「なし」の声あり)

賛成の方の挙手を求めます。

【議長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

【主 幹】 次に、受付番号 9 でございます。被相続人は、中野■■■■■■■、■■■■■■■■■、相続人は、中野■■■■■■■■■■■■■■■、■■■■■、続柄は■■■となっております。引き続き農業を行っている期間は、令和 4 年 5 月 2 1 日から令和 7 年 5 月 2 2 日までです。特例農地等の明細でございますが、中野■■■■■■■■■■■■■■■、現況地目は畑、登記簿地目も畑、農業振興地域内、面積、■■■■■■■平米となっております。議案書に記載のとおりです。事務局で 5 月 1 3 日に現地調査を行いましたところ、農地として適正に管理されていたので、特に問題はないと思われます。

【議長】 説明が終わりました。

(「なし」の声あり)

(「なし」の声あり)

いて、特定貸付けをしている方が、3年ごとに引き続き相続税納税猶予の特例を受けたい旨の継続届出書を税務署へ提出する際に必要なものでございます。過去3年間において相続税の納税猶予を受けている農地が特定貸付けされ、農地として利用されているかという部分を農業委員会が証明するものでございます。

それでは、受付番号1の説明をさせていただきます。

被相続人は、下今泉■■■■■■、■■■、相続人は、下今泉■■■■■■■■■■、■■■■■、続柄は■■となっております。引き続き特定貸付けを行っている期間は、令和4年4月28日から令和7年5月22日までです。特例農地等の明細でございますが、上今泉■■■■■■■■■■、現況地目は田、登記簿地目も田、農業振興地域内、面積、■■■平米、ほか2筆、議案書に記載のとおりでございます。こちら、事務局で5月13日に現地調査を行ったところ、農地として適正に管理されていたので、特に問題はないと思われま。

説明は以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号1について、質疑のある方はお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号1について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書9ページ、日程第4、議案第19号 農用地利用集積等促進計画(案)について「貸し借り」を議題といたします。

受付番号10について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹】 農業経営基盤強化促進法等の一部の法律が改正され、農地の賃貸借の方法が、令和7年4月から、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づ

き中間管理機構を介した方法へ完全移行となっております。同法第18条第11項の規定に基づき、農地の貸し借りについての申出がありましたので、農用地利用集積計画案を上程させていただきます。この審議を経て、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議に対し、計画案を送付し、農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請していきます。その後、公益社団法人神奈川県農業会議にて審議を行い、計画が策定されましたら、海老名市にて決定された計画の認可、不認可を再度審査し、認可とした場合は公告を行いまして、権利の設定の効果が生じてきます。海老名市では、この貸し借りの期間について、便宜上、全ての終期を12月末までとしています。なお、議案書につきましては、今回の改正に伴い、借り手と貸し手の間に中間管理機構が入るため、このような記載となっておりますが、これはあくまでも制度上の都合でありますので、総会での説明ではこれまでどおり、実際に農地を貸す方、借りる方の2名のみを説明させていただければと思っております。

それでは、受付番号10の説明をさせていただきます。借り手は、中河内■■■■■■■、■■■■■、貸し手は、門沢橋■■■■■■■■■■■、■■■■■、貸し借りする農地につきましては、門沢橋■■■■■■■■■■■、現況地目、田、地積につきましては、■■■平米、ほか5筆、議案書のとおりであり、農業振興地域内の新規の計画となります。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、令和7年8月1日から令和8年12月31日まででございます。こちらにつきましても、事務局のほうで5月13日に現地調査を行いまして、農地として適正に管理されていることを確認しております。借り手につきましては市内農業者であり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号に規定する要件を満たしておりますので、特に問題はないと思われます。

説明は以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号10について、質疑のある方はお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号１０について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書１０ページ、日程第５、議案第２０号 令和６年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価についてを議題といたします。

それでは、議案第２０号について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 事】 議案書１０ページ、議案第２０号 令和６年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価についてでございます。

農業委員会等に関する法律施行規則第１５条では、農業委員会は、毎年度、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、翌年度の６月３０日までに公表しなければならないとされております。前回の定例総会におきまして、令和７年度最適化活動の目標の設定等についてという議案がございましたが、今回はその６年度版の振り返りが本議案となります。

それでは、別紙でお配りしているＡ３判の縦使い、右上に別紙様式４と記載がされている書類を御覧いただければと思います。こちら、今回の点検・評価につきましては、結論から申しますと、目標に対して期待どおりの結果が得られたという結果となりました。こちらは、農地の集積、遊休農地の解消等、活動強化月間、新規参入相談会への参加におきまして、目標を超える実績が伴ったということになります。内訳といたしましては、別紙の次のページからの右上に様式第５と書かれております、こちらのとおりで、２ページ目は、農業委員会の状況（令和６年４月１日現在）の内容になっておりまして、次の３ページから６ページ目については、最適化活動の実施状況となっております。

なお、最終ページのＡ３判資料の右上に別紙様式６の記載がございます、こちらについては、令和６年度の農業委員会事務の実施状況となります。

して、具体的には総会での議事の結果の積み上げとなっております。１ページ目のＡ３判、別紙様式４と併せまして、こちらのＡ３判、別紙様式６は、県知事、市長、農業会議への報告用の用紙となっております。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、議案第２０号について、質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、意見のある方、お願いいたします。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、議案第２０号について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

（挙手）

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書１１ページ、６．そのほか、法に基づく許認可等の審議によらない案件の（１）生産緑地の斡旋についてを案件といたします。

生産緑地番号１０８について、事務局から説明をお願いいたします。

【主 事】 議案書１１ページ、生産緑地の斡旋について、生産緑地番号１０８でございます。所在地は、大谷北■■■■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、畑、面積、■■■平米、議案書のとおりです。こちらの案内図及び現地の写真につきましては、資料３－１を御覧ください。令和７年４月７日付で、市に対して、現在の土地の所有者から、この生産緑地の買取り申出がされましたが、市では買い取らないことが決定されました。その後、市から農業委員会に対して斡旋の協力依頼が来ているところでございます。斡旋につきましては、まず委員の皆様、また、周囲、地区の方に情報提供をしていただきまして、買取りを希望される方がいらっしゃいましたら、議案書に記載のとおり、令和７年６月２５日（水曜日）までに事務局へご連絡くださいますようお願いいたします。その結果を翌日２６日（木曜日）に、市の都市計画課に事務局から報告させていただくことになります。

説明は以上です。

【議長】 それでは、本件について、質疑のある方、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、斡旋のある場合は期限までに報告をいただきたいと思います
と思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、そのようをお願いいたします

次に、議案書 12 ページ、(2) 農地転用届出による専決処分について
を案件といたします。

12 ページの農地法第 4 条、2 件、13 ページの 5 条、9 件について、
事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主 事】 農地転用届出による専決処分について、農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されておりますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっております。そちらを定めておりますのが農地法第 4 条第 1 項第 7 号と農地法第 5 条第 1 項第 6 号になります。

それでは、議案書 12 ページを御覧ください。農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出になります。届出期間につきましては、令和 7 年 4 月 1 日から 4 月 30 日、受付番号 8 番、9 番の 2 件、畑、合計、■■■平米でございます。

続きまして、議案書 13 ページ、14 ページを御覧ください。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出になります。届出期間は、同じく令和 7 年 4 月 1 日から 4 月 30 日、受付番号 18 番から 26 番までの合計 9 件、田が■■■■平米、畑が■■■■■■平米、合計、■■■■■■平米でございます。これらの案件につきまして、専決処分で受理したことを一括してご報告いたします。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、一括して質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ご異議なしと認めます。よって、一括して了承いたします。
次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 それでは、事務局のほうから何かありますか。

【事務局長】 ございません。

【議長】 ないようですので、本日の定例総会は終了いたします。
2番委員から閉会のご挨拶をお願いいたします。

【2番委員】 今年なられた推進委員の方、また農業委員の方なのですが、質問が、多分分からないから出ないのかもしれませんが、分からないことがあったら、その他のほうで質問していただければと思います。この前の説明会だけでは、さっくりとしかやっていませんので。3条、4条、5条、今回、農地法で中心になっています。これらの法律は普通の不動産ではあまり関係ない法というか、農業だけの特殊な法律なので、なかなか理解するのが難しいと思いますけれども、3条、4条、5条だけ理解していただければと思います。

あと、今日は第3条のみだけでした。世帯内贈与というのが増えてきていますので、これはある意味、市街化に将来的に編入される可能性があるのではないかという形での世帯内贈与、生前贈与という形だと思います。今後、3条関係もありますけれども、4条、5条になってくると、農地転用になりますので、ひとつそのところを。

今日はどうもありがとうございました。

以上をもちまして、第5回海老名市農業委員会定例総会を閉会いたします。ありがとうございました。

— 了 —